

群馬大学大学院理工学府部門長規程

平成26. 4. 1 制 定
改正 令和 3. 4. 1
令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、理工学部及び大学院理工学府運営規程第4条第5項の規定に基づき、部門長に関し必要な事項を定める。

(職 務)

第2条 部門長は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 部門を代表し、部門運営の総括及び連絡調整をすること。
- (2) 必要に応じて部門の会議を招集し、その議長となること。
- (3) 物質・環境部門長、電子・機械部門長及び理工学基盤部門長においては、群馬大学大学院理工学府運営会議（以下「理工学府運営会議」という。）に出席し、理工学府の重要事項に関し、部門を代表して意見等を述べ、議論に参加すること。
- (4) その他部門及び領域の運営に関すること。

(選 考)

第3条 物質・環境部門長候補者及び電子・機械部門長候補者は、理工学府の主担当を命ぜられた教授の中から、理工学府運営会議の議を経て学府長が指名する者をもって充てる。ただし、評議員及び食健康科学研究科の担当を命ぜられた教授は、部門長候補者に指名することができない。

2 理工学基盤部門長候補者及び産学連携推進部門長候補者は、それぞれの部門から選出された理工学府の主担当を命ぜられた教授の中から、理工学府運営会議の議を経て学府長が指名する者をもって充てる。

3 学府長は、前項までで指名した部門長候補者を、教授会の議を経て、学長に推薦する。

(選考の時期)

第4条 部門長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 部門長の任期が満了するとき。
- (2) 部門長が辞任を申し出たとき。
- (3) 部門長が欠員となったとき。

(任 期)

第5条 物質・環境部門長及び電子・機械部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 理工学基盤部門長及び産学連携推進部門長の任期は1年とし、再任を妨げない。

3 前2項の規定にかかわらず、部門長の任期は、当該部門長を指名した学府長の任期を超えることができない。

4 前3項の規定にかかわらず、補欠の部門長の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか，部門長に関し必要な事項は，学府長が別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は，学府教授会の議を経て，学府長が行う。

附 則

- 1 この改正は，令和7年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行後，最初に指名される理工学基盤部門長及び産学連携推進部門長の任期は，第5条第2項の規定にかかわらず，令和8年3月31日までとする。